

令和2年4月16日

各 学 部 長
地 域 創 造 学 環 長
光 医 工 学 研 究 科 長
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長
電 子 工 学 研 究 所 長
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長
イ ノ ベ ー シ ョ ン 社 会 連 携 推 進 機 構 長
国 際 連 携 推 進 機 構 長
安 全 衛 生 セ ン タ ー 長
男 女 共 同 参 画 推 進 室 長
附 属 図 書 館 長
事 務 局 長
技 術 部 長
保 健 セ ン タ ー 所 長

殿

学 長

新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による
海外渡航及び国内移動の取扱いについて（通知）【第3報】

標記については、令和2年3月23日付け「新型コロナウイルス感染症に関する出張等の取扱いについて（通知）【第2報】」により通知しているところですが、新型コロナウイルス感染症については、感染者数が増加し、また、感染者が確認された地域が拡大しているところであり、令和2年4月7日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言が政府から発出されたところです。

これに関し、本学の被雇用者が新型コロナウイルスに感染することを回避し、及び新型コロナウイルス感染症の拡大を防止することを目的とし、新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による海外渡航及び国内移動の取扱いについて別紙のとおり定めましたので、教職員に周知していただくとともに、遺漏ないようご対応願います。

なお、第2報からの主な変更点は下記のとおりです。

また、令和2年3月23日付け「新型コロナウイルス感染症に関する出張等の取扱いについて（通知）【第2報】」は、本日をもって廃止します。

記

第2報からの主な変更点

- I 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言が政府から発出されたことに鑑み、私事による国内移動について定めることとし、通知文の題名を次表のとおり変更することとした。

変更前（第2報）	変更後（第3報）
新型コロナウイルス感染症に関する出張等及び私事渡航の取扱いについて（通知）	新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による海外渡航及び国内移動の取扱いについて（通知）

- II 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言が政府から発出されたことに鑑み、国内出張の取り扱いを次表のとおり変更することとした。

本学の教職員の出張

下線は変更箇所

変更前（第2報）	変更後（第3報）
<p>1) 外国出張（日本と外国との間における出張及び外国における出張をいう。以下同じ。）については、当面の間、これを認めない。</p> <p>2) <u>国内出張（日本国内における出張をいう。以下同じ。）については、必要性や感染リスク等を十分に考慮し、対応願います。</u></p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>	<p>1) （同左）</p> <p>2) <u>国内出張（日本国内における出張をいう。以下同じ。）のうち、特定都道府県（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県をいう。以下同じ。</u>）又は対象地域（<u>新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態として、自主的な宣言が出された都道府県及び市区町村をいう。以下同じ。</u>）を目的地又は経由地（<u>経由とは、ある地点を通ることをいう。以下同じ。</u>）とするものについては、当面の間、原則として、これを認めない。</u></p> <p>3) <u>2)に掲げる出張以外の国内出張については、必要性や感染リスク等を十分に考慮し、ご対応願います。</u></p>

Ⅲ 前記変更を踏まえ、出発前の出張に対する措置を次表のとおり変更することとした。

下線は変更箇所

変更前（第2報）	変更後（第3報）
<p><u>外国出張</u> 発令を取り消す。</p> <p><u>国内出張</u> <u>必要性や感染リスク等を常に考慮し、発令を取り消す必要があると認めた出張については、発令を取り消す。</u></p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>	<p><u>Iの1)に掲げる出張</u> 発令を取り消す。</p> <p><u>Iの2)に掲げる出張</u> <u>原則として、発令を取り消す。</u></p> <p><u>Iの3)に掲げる出張</u> <u>必要性や感染リスク等を常に考慮し、発令を取り消す必要があると認めた出張については、発令を取り消す。</u></p>

Ⅳ 本学の教職員の私事による国内移動について次のとおり定めた。

私事による国内移動

本学の教職員の私事による国内移動のうち、不要不急の帰省、旅行等により特定都道府県又は対象地域を目的地又は経由地として移動するものについては、極力避けるよう求めます。

特定都道府県とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県をいう。

令和2年4月14日時点では、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県をいう。

対象地域とは、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態、非常事態等として、自主的な宣言が出された都道府県及び市区町村をいう。

令和2年4月14日時点では、岐阜県、愛知県、三重県等をいう。

（本件担当）	
国立大学法人 静岡大学	
総務部職員課	
電 話	054-238-4419
F A X	054-238-3274

新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに
私事による海外渡航及び国内移動の取扱い

出張等の取扱い

I 本学の教職員の出張

- 1) 外国出張（日本と外国との間における出張及び外国における出張をいう。以下同じ。）については、当面の間、これを認めない。
- 2) 国内出張（日本国内における出張をいう。以下同じ。）のうち、特定都道府県（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県（※）をいう。以下同じ。）又は対象地域（新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態、非常事態等として、自主的な宣言が出された都道府県及び市区町村をいう。以下同じ。）を目的地又は経由地（経由とは、ある地点を通ることをいう。以下同じ。）とするものについては、当面の間、原則として、これを認めない。
※ 令和2年4月14日時点では、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県
- 3) 2)に掲げる出張以外の国内出張については、必要性や感染リスク等を十分に考慮し、ご対応願います。

II 本学の教職員以外の者の出張

本学の教職員以外の者の出張については、Iに準じて取り扱う。

III 出発前の上出張

既に発令した旅行命令等（本学の教職員の出張に係る旅行命令及び本学の教職員以外の者の出張に係る旅行依頼をいう。以下同じ。）であって、出発前のものについては、次のとおり措置するものとする。

Iの1)に掲げる出張 発令を取り消す。

Iの2)に掲げる出張 原則として、発令を取り消す。

Iの3)に掲げる出張 必要性や感染リスク等を常に考慮し、発令を取り消す必要があると認めた出張については、発令を取り消す。

IV 旅費のキャンセル料

旅行命令等の発令をこの取扱いに基づき取り消した場合において、旅費のキャンセル料が生じたときは、「新型コロナウイルス対応におけるキャンセル料等の取扱いについて（通知）」（令和2年2月28日付け財務施設部長事務連絡）に基づいて処理するものとする。

新型コロナウイルス対応におけるキャンセル料等の取扱いについて（通知）

http://okpc20.adb.in.shizuoka.ac.jp/nzaimu/n_zaimu1/kaikeikitei/97-1.pdf

【学内専用サイト】



V 研修

本学の教職員の研修（所属部局長等の承認を受けて勤務場所を離れて職務を行うものであって、旅費の支給が伴わないものをいう。）については、I及びⅢに準じて取り扱う。

私事による海外渡航の取扱い

I 本学の教職員の私事による海外渡航

本学の教職員の私事による海外渡航（出張又は研修によらず、帰省、旅行等のために外国に渡航することをいう。以下同じ。）については、当面の間、自粛するよう強く要請する。

やむを得ず私事による海外渡航をする場合は、渡航前に部局の総務担当に渡航計画（出発予定日、帰国予定日、訪問日、訪問予定国、訪問予定都市等）を報告するよう強く要請する。

私事による国内移動の取扱い

I 本学の教職員の私事による国内移動

本学の教職員の私事による国内移動のうち、不要不急の帰省、旅行等により特定都道府県又は対象地域を目的地又は経由地として移動するものについては、極力避けるよう求めます。

参考資料

事務連絡
令和2年2月28日

各学部長
地域創造学環長
各研究科長
創造科学技術大学院長
電子工学研究所長
グリーン科学技術研究所長
各学内共同研究施設長
情報基盤機構長
全学教育基盤機構長
国際連携推進機構長
安全衛生センター長
男女共同参画推進室長
附属図書館長
保健センター所長
技術部長
各部部長
国際交流課長
監査室長
学長室長

殿

財務施設部長

新型コロナウイルス対応におけるキャンセル料等の取扱いについて（通知）

やむを得ない理由で発生したキャンセル料等については、従来より個別に妥当性を判断しているところですが、新型コロナウイルスに対する本学の対応措置に従い、出張、会議、イベント等を中止又は延期した場合に発生するキャンセル料等の取扱いについて、別紙のとおりになりますので、貴部局の教職員へ周知願います。

〔 本件担当：財務課総務係
内線 4423/4199 〕

新型コロナウイルス対応におけるキャンセル料等の取扱いについて

1. 旅費のキャンセル料等に関する取扱い

新型コロナウイルスに対する本学の対応措置に従い、大学の用務で予定していた出張や外国人研究者等の招へいを中止又は変更した場合、当該旅行のキャンセル料等については、経費負担が可能です。また、会議、イベント等（以下、「会議等」という。）の中止や延期、外国における出入国制限等の本人の責めに帰さない理由による場合も、同様の取扱いとします。

これらに該当する場合は、部局の総務担当係に申し出て旅行命令等の取消等の手続きを行い、精算手続きに必要な書類を提出してください。

<精算手続きに必要な書類>

- ・ 出張を取消又は変更した旅行命令簿等
- ・ キャンセル料等の支払金額を確認できる書類（領収書及び明細書）
- ・ 出張を中止又は変更した理由について、事実の確認できる書類
例）本学の対応措置に関する通知、会議等の中止や延期を知らせるメール、外国における出入国制限等が記載されたホームページの写し等
- ・ 経緯を記載した理由書

2. 役務費等のキャンセル料等に関する取扱い

新型コロナウイルスによる影響で会議等の実施が中止又は延期となった場合、学会参加費、会場賃借料その他の会議等への参加又は実施にかかる経費のキャンセル料等についても、経費負担が可能です。該当する支出がある場合は、精算手続きに必要な書類を添えて、契約課又は調達管理課に申し出てください。

<精算手続きに必要な書類>

- ・ 予定していた会議等の規模及び概要が分かる資料
例）開催通知、プログラム、パンフレット等
- ・ キャンセル料等の支払金額を確認できる書類（領収書及び明細書）
- ・ 経緯を記載した理由書
- ・ 立て替えて支払った経費がある場合は立替払請求書
- ・ 会議等への参加に際し、出張を伴うものについては、出張を取消又は変更した旅行命令簿等

※キャンセル料を支出する財源は、原則として出張、会議等を計画した予算からとしますが、外部資金によっては、キャンセル料の支出が認められない場合もありますので、使用ルール等の確認をお願いします。その場合は、運営費交付金等（各教職員に配分された予算）から支出することとします。